

## 【 処置 】

### 116 ドレーン法（ドレナージ）（持続的吸引を行うもの）の算定について

《令和6年4月30日》

#### ○ 取扱い

処置時の029吸引留置カテーテルの算定がない場合のJ002ドレーン法（ドレナージ）「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められない。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

J002ドレーン法（ドレナージ）は、各種の体液や膿汁等を体外に誘導排除するものであり、中でも「1持続的吸引を行うもの」は、術後の滲出液が多い手術や胸腔ドレナージなどにおいて、吸引留置カテーテルを使用して持続的に吸引するものである。

以上のことから、吸引留置カテーテルの算定がない場合のJ002ドレーン法（ドレナージ）「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められないと判断した。